

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

平成26年6月3日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	石井卓之君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	鈴木尚君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	東栄一君	保険年金課長	嶋田淳君

課 税 課 長 矢 吹 勇 一 君  
市民生活課長 田 村 美 砂 君  
都市計画課長 神 山 尚 君  
建 築 課 長 中 橋 健 君

産業振興課長 乙 幡 正 喜 君  
生活福祉課長 尾 崎 淑 人 君  
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君  
学校教育課長 岩 本 尚 史 君

## 議 事 日 程

- 第 1 議席の変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 5 第 3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 6 第 4号報告 平成25年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 第 1号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 第 26号議案 専決処分の承認について
- 第 9 第 27号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第10 第 28号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 第 30号議案 市道路線の認定について
- 第12 第 31号議案 市道路線の廃止について
- 第13 第 32号議案 市道路線の廃止について
- 第14 第 29号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第1号）
- 第15 陳情の付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第15まで

午前 9時34分 開会・開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから、平成26年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（尾崎信夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（尾崎信夫君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る5月28日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず本定例会の会期であります、本日6月3日より6月17日までの15日間といたします。

会議録署名議員は、4番 実川圭子議員、21番 床鍋義博議員の両名であります。

本日は、議席の変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、議事運営上休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第3・4号報告、第1号同意、第26号議案から第28号議案、第30号議案から第32号議案、第29号議案まで順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。第30・31・32号議案は、建設環境委員会に審査を付託いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

4日から6日、9日、10日は一般質問となります。

なお、一般質問、時間延長が必要な場合、議会運営委員会を開催せず、議長発議により延長することといたします。

7日、8日、11日から16日は休会となります。

常任委員会の日程について申し上げます。

11日、建設環境委員会を午前9時半から、12日、厚生文教委員会を午前9時半から、13日、総務委員会を午前9時半から、同日、議会運営委員会を午後1時半から開会いたします。

17日、最終日は、東大和市農業委員会委員の推薦、追加議案審議、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決の後、閉会となります。

備考欄をごらんいただきたいと思えます。要点のみ報告を申し上げます。

議員提出議案の受け付け締め切りは、9日、正午までであります。

議会広報委員会は、11日、午後1時半から開催をいたします。

本定例会の提出案件の内訳ですが、報告案件2件、同意案件1件、議決案件8件、合計11件となっております。

また、本定例会の一般質問通告者は18名であります。

5月28日、正午までに受理した陳情は3件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 議席の変更について

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 議席の変更について、本件を議題に供します。

本件につきましては、会派に所属する議員に変更が生じたため、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更しようとするものであります。

お諮りいたします。

和地仁美議員の議席を、5番を7番に、二宮由子議員の議席を、7番を5番に、それぞれ変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

4番 実川圭子 議員

21番 床鍋義博 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第3 会期の決定

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月3日から6月17日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

#### 日程第4 諸報告

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月25日に東京都市長会が開催されました。

冒頭では、新たに就任された舩添新都知事から就任の御挨拶がありました。

議事1の平成26年度赤十字活動資金のお願いについてであります。国際救護活動や災害時の医療救護活動

等の活動資金につきましては、各市が毎年、自治会等に募金活動を行う中で、ぜひ協力をお願いしたいとの依頼が日本赤十字社からありました。

次に、議事2の「たま発 in spring」についてであります。多摩東京移管120周年という節目の年に、多摩地域のさまざまな魅力を住民に再発見していただく目的で、開催中であるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の平成26年度多摩の魅力発信プロジェクトについてであります。平成26年度の取り組みの方向性として、地域の魅力を発信する市町村の取り組みの支援と多摩地域全体の魅力を発信する旨の説明が、東京都からありました。

次に、議事4の新たな多摩のビジョン行動戦略（仮称）についてであります。新たな多摩のビジョンを策定するに当たり、目指すべき姿を「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を実現するための基本的な考え方についての説明が東京都からありました。

次に、議事5から議事7については、東京都市長会の新年度事業に係る計画、予算、日程のそれぞれの案に関する説明が市長会事務局からあり、これをそれぞれ承認いたしました。

次に、議事8から議事13については、東京都市長会の規程の一部改正の案に関する説明が市長会事務局からあり、これをそれぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、4月25日、東京都市長会が開催されました。

議事1の全国市長会要望事項（平成27年度要望）の提出についてであります。都市行財政に関する項目の増加と2020オリンピック・パラリンピックに関する要望事項を新たに追加したとの説明が市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事については、それぞれ承認をいたしました。

次に、4月30日に東京都市区長会総会が開催されました。

議事につきましては、全国市長会役員の推薦や前年度決算及び今年度予算等でありましたが、全て原案どおり承認、決定いたしました。

次に、5月26日に東京都市長会が開催されました。

議事1の市区町村と連携したオリンピック・パラリンピック大会の気運醸成についてであります。本年が1964年、東京オリンピック・パラリンピックから50周年の節目の年にも当たることから、改めて2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、市区町村と東京都で連携する体制を整備し、機運醸成を推進するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の調布飛行場の現状についてであります。平成25年度に新ターミナルの供用開始や計器飛行方式の導入、今年度は三宅島航空路の新設や飛行場へのアクセスの改善などについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の特殊詐欺根絶に向けたオール東京での取組みについてであります。平成25年の特殊詐欺による被害は、オレオレ詐欺を中心に被害額が過去最悪となり、都内全域での行政が一体となった取り組みが必要であるため、オール東京で新たな枠組みを構築し、特殊詐欺の根絶を図っていくとの説明が東京都からありました。

次に、議事4から議事7につきましては、全てそれぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（関田正民君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

[議長 尾崎信夫君 登壇]

○議長（尾崎信夫君） それでは、平成26年第2回市議会定例会議長報告を行います。

まず初めに、3月10日に東京都平和の日記念式典が東京都庁で開催されました。

当日は、記念式典に続き、東京都交響楽団のメンバーによる「追悼と平和への祈り」と題した記念公演が行われました。

次に、4月15日、東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項としては、平成26年2月17日以降の会務報告のほか、地方財政委員会を初めとする会議結果、6件について報告が行われました。

次に、協議事項であります、平成25年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定につきましては、報告どおり認定いたしました。

次に、引き続き行われる東京都市議会議長会臨時総会の運営について、原案どおり決定いたしました。

理事会終了後、東京都市議会議長会臨時総会が開催されましたが、ただいま御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても原案どおり認定、決定いたしました。

次に、4月22日に関東市議会議長会理事会が、千葉市美浜区にある東京ベイ幕張で開催されました。

まず、報告事項としては、平成25年4月26日以降の会務報告のほか、慶弔規定に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

次に、協議事項であります、その後、行われる同定期総会の運営について原案どおり決定いたしました。

理事会終了後、関東市議会議長会定期総会が開催され、森田健作千葉県知事を初めとした来賓の祝辞の後、ただいま御報告いたしました理事会の内容のとおり会務報告及び諸報告が行われ、引き続き議案審議に移りました。

議案審議であります、会長提出議案として、平成25年度同議長会歳入歳出決算の報告どおり認定し、平成26年度同議長会歳入歳出予算を原案どおり可決いたしました。

次に、都県提出議案4件につきましては、全国市議会議長会定期総会への都県提出議案とすることに決定いたしました。

次に、4月28日、東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が東京自治会館で開催されました。

最初に、報告事項として、平成26年4月10日以降の会務報告が行われました。

次に、協議事項であります。最初に平成25年度同協議会事業報告を了承した後、平成25年度同協議会の歳入歳出決算について報告どおり認定いたしました。

次に、平成26年度同協議会事業計画（案）につきまして原案どおり決定し、同じく平成26年度同協議会歳入歳出予算（案）につきましても原案どおり決定いたしました。

次に、平成27年度同協議会役員（案）につきまして協議し、会長に篠原小金井市議会議長が、副会長に篠宮東久留米市議会議長、幹事に新海国分寺市議会議長が原案どおり決定いたしました。

次に、資料にはございませんが、5月16日、新たに東大和市議会議会運営委員会委員に二宮由子議員を指名いたしました。これは4月30日付で、和地仁美議員が同委員を辞任したことに伴って、閉会中において議長より委員を指名したものであります。

次に、5月22日、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

まず、報告事項としては、平成26年4月15日以降の会務報告のほか、関東市議会議長会理事会及び支部長会議を初めとした会議結果について報告が行われました。

次に、協議事項であります。各市提出議案は特にありませんでした。

次に、5月28日、全国市議会議長会定期総会が日比谷公会堂で開催されました。

会議に先立ち、永年勤続議員等に対する表彰が行われ、関田正民議員、大后治雄議員の2名が議員15年以上表彰を受賞されました。

次に、会議に入り、報告事項としては、平成25年5月1日以降の会務報告が行われました。

次に、部会提出議案及び会長提出議案を審議し、全会一致で可決いたしました。

次に、5月29日に市議会議員共済会代議員会が都市センターホテルで開催されました。

平成26年2月4日以降の事務報告を了承した後、審議事項として平成25年度会計決算について報告どおり認定いたしました。

次に、同日、東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が東京自治会館で開催されました。

議事につきましては、平成25年度同協議会の経過報告を了承した後、平成25年度同協議会の歳入歳出決算について報告どおり認定しました。

次に、平成26年度同協議会の歳入歳出予算（案）について原案どおり可決いたしました。

また、報告事項としては、平成26年度東京消防庁主要事業の報告がありました。

次に、5月30日には全国市議会議長会、2年に一度の天皇陛下拝謁が皇居宮殿、豊明殿にて行われ、陛下よりお言葉を賜りました。

同日、5月30日、三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び同協議会総会が東京自治会館で開催されました。

最初に、理事会であります。初めに報告事項として、平成25年5月30日以降の会務報告が行われました。

次に、協議事項であります。平成25年度同協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、平成26年度同協議会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。予算につきましては、毎年、繰越金が増加している現状を鑑み、平成26年度から28年度までの間、一時的に各団体の負担金を減額し、半額とする内容となっております。

次に、役員を選任であります。平成26年度役員として、会長に伊藤三鷹市議会議長などの役員を選任いたしました。

また、総会決議としては、三多摩上下水道及び道路対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。最後に、同日開催の総会について承認をいたしました。

次に、総会ですが、報告事項として、各委員会の活動経過並びに運動方針が発表されたほかは、ただいま御報告いたしましたものと同様でありますので、説明は省略させていただきます。

報告は以上ですが、ただいまの御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じ上げます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（関田正民君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 尾崎信夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で議長報告を終了いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

---

午前10時35分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（尾崎信夫君） 日程第5 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況についてにつきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成25年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

最初に、平成25年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

公共用地取得事業でございますが、東大和市からの依頼によりまして1件の取得事業を行っております。事業名は「立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地先行取得事業」であります。取得面積につきましては437.41平方メートル、取得金額につきましては7,138万5,312円であります。

次に、公共用地売却事業でございますが、東大和市からの依頼によりまして2件の売却事業を行っております。事業名は2件とも「立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地売却事業」であります。売却面積の合計につきましては634.11平方メートル、売却金額の合計につきましては1億52万3,890円、売却先は東大和市であります。

続きまして、平成25年度東大和市土地開発公社決算であります。

まず収入でございますが、事業収入といたしまして、土地売却収入が1億52万3,890円あります。こちらは公共用地売却事業に伴う売却代金であります。

次に、借入金といたしまして3,600万円あります。公共用地取得事業に伴う借入金でございます。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が7,705円あります。定期預金及び普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は1億3,653万1,595円あります。

続きまして、支出でございますが、事業費といたしまして、土地取得費が7,138万5,312円あります。こちらは公共用地取得事業に伴う土地代金であります。また支払い利息が23万2,000円でありまして、公共用地取得事業に伴う借入金の支払い利息であります。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万5,900円あります。主なものが、法人市民税及び法人都民税であります。また事業管理費が4万5,000円でありまして、公共用地取得事業に伴う土地売買契約の印紙代であります。

次に、借入金償還金といたしまして6,481万2,896円あります。公共用地取得事業に伴う借入金の元金の返済であります。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は1億3,655万1,108円あります。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等がございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

---

日程第6 第4号報告 平成25年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（尾崎信夫君） 日程第6 第4号報告 平成25年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第4号報告 平成25年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書についてにつきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成25年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

平成25年度から平成26年度に繰り越しました予算は、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償であります。

これは当該用地買収事業において、市が所有者に対し補償いたします物件の移転完了の期限を、平成26年7月までに延長する必要が生じたことから、平成25年度東大和市一般会計補正予算（第5号）において、繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰り越しの内容につきまして御説明を申し上げます。

第8款土木費、第3項都市計画費、事業名は「都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係る物件補償」であります。

平成25年度から平成26年度への繰越額は1,942万4,553円で、繰り越しに必要な財源は、一般財源1,942万4,553円であります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

---

#### 日程第7 第1号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（尾崎信夫君） 日程第7 第1号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、原 正男委員が平成26年7月22日をもって任期満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会

の同意を求めるものであります。

御提案申しあげました原 正男氏は、今日まで2期6年にわたり東大和市固定資産評価審査委員会委員を務め、固定資産の評価につきまして広い見識と豊富な経験を有し、かつ人望も厚いことから、引き続き委員として選任いたしたく、ここに御提案申しあげる次第であります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

---

#### 日程第8 第26号議案 専決処分の承認について

○議長（尾崎信夫君） 日程第8 第26号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 専決処分の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等が一部改正され、同年4月1日に施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に本条例の一部改正について専決処分をさせていただきました。このた

め同条第3項の規定に基づき、本議会において御報告し、承認を求めるものであります。

今回の条例改正の趣旨は、国民健康保険税の税額の軽減制度を見直すもので、法改正に合わせて、税額の5割または2割を軽減する世帯を拡大するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第19条の改正につきましては、引用条項の条ずれが生じたことに伴う改正であります。

第23条の改正は、先ほど御説明いたしました軽減の対象となる世帯を拡大するための改正であります。

5割を軽減する世帯の要件につきましては、基準額に乗じる人数に被保険者の資格を有する納税義務者を含めることにより対象世帯を拡大し、2割を軽減する世帯の要件につきましては、基準額そのものを引き上げることにより対象世帯を拡大するものであります。

最後に附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成26年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 伺います。

この改正は、まあ国税の軽減世帯を拡大するということですが、このことによって課税額が、東大和市全体でどれくらい減少するのか、見通し、現状で立っているようであればその額と、それについての国や都からの財政措置がどういふふうになるのか、その仕組みについて伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま今回の条例改正につきましても、課税額がどのようになるか、それから国や都からどのような形で補填があるのかという御質疑でございます。

まず課税額、調定額ベースで見ますと、平成25年度当初賦課時点での世帯状況ということで御理解いただきたいと思いますが、その段階での世帯状況による試算によりますと、保険税調定額が2,300万円程度減になると見込んでおります。ただし、今回の措置による減収分につきましては、国民健康保険基盤安定都負担金の対象となりますことから、東京都から4分の3の負担金交付が見込まれます。したがって、実質的な市の歳入に対する影響額としては580万円程度の減収になると、そういうふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

---

#### 日程第9 第27号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第9 第27号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、市税条例に規定されている関連する事項の改正を行うとともに、その他必要な改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第27号議案資料を、あわせてごらんいただきたいと存じます。

主な改正内容は2点ございます。

まず1点目は、法人市民税の税率の引き下げであります。平成26年度税制改正により、地方における税の偏在性を改める目的から、地方交付税の原資となる地方法人税が創設され、あわせて地方税法の標準税率及び制限税率の引き下げが行われました。これに伴い、市税条例に定める法人税割の税率を引き下げるものであります。

2点目は、軽自動車税の税率の引き上げであります。軽自動車税につきましては、自動車税との均衡及び徴収に係るコストの面から、地方税法に定める標準税率を引き上げる改正が行われました。これに伴い、市税条例に定める税率を改めるものであります。引き上げの率につきましては、現行の税率の約1.5倍とし、税額の下限を2,000円といたします。なお、3輪以上の軽自動車のうち乗用自家用以外のもの及び小型特殊自動車のうちその他に該当するものは、約1.25倍を基準としております。これらの改正は、いずれも平成27年度課税分から適用されますが、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に限り、現行の税率に据え置くものであります。さらに、グリーン化を進めるため、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車につきましては、改正後の税率のおおむね20%の重課税率を導入するものであります。この重課税率につきましては、平成28年度課税分から適用されます。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、段階的に施行させる必要があることから、2カ条に分けて改正を行っております。

まず、第1条による改正であります。

第20条は、市民税の納税義務者等の規定で、地方税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴

い、所要の規定の整備を行うものであります。

第30条は、所得割の課税標準の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第31条の4は、法人税割の税率の規定で、主な改正内容で御説明申し上げましたとおり、地方法人税の創設に対応して、法人税割の税率の改正を行うものであります。

第31条の5は、法人等の市民税の課税の特例の規定で、前条と同様に地方法人税の創設に対応して、資本金の額もしくは出資金の額が1億円未満の法人等に対する特例税率について、改正を行うものであります。

第43条は、法人の市民税の申告納付の規定で、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が創設されたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

第44条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定で、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

第47条の4は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第47条の6は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第70条は、軽自動車税の税率の規定で、主な改正内容で申し上げましたとおり、軽自動車の車両の区分ごとに税率を引き上げるものであります。なお、あわせて、これまで車両区分として設けていた「専ら雪上を走行するもの」を、本市では対象となる車両がないことから、削除するものであります。

付則第3条の3は、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定で、付則第4条に減免申請の手続の特例の規定を加えることに伴い、従前から規定されていた付則第4条の内容を、付則第3条の3として規定するものであります。

付則第4条は、減免申請の手続の特例の規定で、市税に係る減免申請の手続の特例を定めるものであります。前年度において減免の決定を受けている者が、翌年度においても減免の事由が容易に消滅しないと市長が認める場合において、市長が別に定める手続を減免申請とみなすことで負担軽減を図るものであります。

付則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定で、租税特別措置法の改正に伴い、引用する条項等のずれを整理するものであります。

付則第6条は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定であります。単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、地方税法の規定及び条例の性質を勘案して、これを削除するものであります。

なお、同様の理由により、付則第6条の2及び付則第6条の3についても、規定を削除するものであります。

付則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定で、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例につきまして、その適用期限を3年間延長するための改正をするものであります。

付則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置に、わがまち特例を導入するために規定を整備するものであります。

付則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定で、耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に対する減額措置のための申告書の規定を整備するものであり

ます。

付則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定で、主な改正内容で申し上げましたとおり、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対して、重課税率を適用する規定を新設するものがあります。

付則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を3年間延長するものであります。

付則第18条の2の2は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定で、租税特別措置法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の2の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定で、地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

付則第18条の2の6は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定で、租税特別措置法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の3は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定で、租税特別措置法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の5は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告の規定で、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴い、規定を整備するものであります。

付則第18条の5の2は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の6は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定であります。東日本大震災に係る特例についての細目を定めるものであることから、地方税法の規定及び条例の性質を勘案して、これを削除するものであります。

なお、同様の理由により、付則第18条の6の2及び付則第18条の7についても、規定を削除するものであります。

また、この改正に伴い、付則第18条の8、付則第18条の9及び付則第18条の10を繰り上げて、それぞれ付則第18条の6、付則第18条の7及び付則第18条の8とするものであります。

付則第22条の8は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

次に、第2条による改正であります。

第30条は、所得割の課税標準の規定で、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の2は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定で、同条の規定を明確化するために、文言を整理するものであります。

付則第18条の2の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定で、租税特別措置法の改正に伴い、読みかえの整理をするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、各号に定める改正規定等につきましては、それぞれ異なる施行日とするものであります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の規定を適用する年度等に関して、

第1項から第7項までに分けて規定するものであります。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の規定を適用する年度等に関して、第1項から第7項までに分けて規定するものであります。

附則第4条、附則第5条及び附則第6条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、本条例に改正後の規定に関して、附則第4条では、軽自動車税の税率の引き上げの適用区分を、附則第5条では、軽自動車税に係る重課税率の適用区分を、それぞれ規定するものであります。また附則第6条では、平成26年3月31日以前に初めて車両登録を受けた3輪以上の軽自動車に対する税率の据え置き等について規定するものであります。

附則第7条は、都市計画税に関する経過措置の規定で、本条例による改正後の規定を適用する年度等に関して規定するものであります。

附則第8条は、東大和市税条例の一部を改正する条例の一部改正の規定で、地方税法の改正に伴い、平成25年度に既に公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、必要な改正をするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

済みません、先ほど附則の第6条で、平成26年3月31日以前に初めて車両登録を受けたと説明をさせていただきましたが、「平成27年3月31日以前」でございます。訂正しておわびさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 何点か伺います。

今御説明で、主な問題として、1つは地方法人税が創設されるということですが、まあ地方交付税の財源として、地方からその地方交付税の財源を持ってくるというやり方そのものが、本末転倒なんではないかと思いますが、その点についての市の見解、まず1点、伺います。

それから、この説明の中で、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたというふうになっていて、これに応じてというか、このとおりということなんでしょうか、東大和市においても税率を引き下げることですが、この標準税率とか制限税率というものがどういうものなのか、そしてその地方税法等ということですが、ここで、これは幾らから幾らにそれぞれ引き下げられたのか伺います。

この引き下げによって市税収入ですね、どれだけ減少する見込みなのか伺います。

それから、もう一つの大きな内容として軽自動車税の税率が引き下げられるということですが（「引き上げ」と呼ぶ者あり）ああ、引き上げられる。そうです。引き上げられるということで、私も。それで、これによって増収が、これ少しずつ引き上げられるという感じなので、27年度以降、どのような形で増収になっていくのか。最終的に、大体この説明でいくと1.5倍ぐらいになるんだと思いますが、現状の軽自動車税の税収が幾らで、最終的にこの税率引き上げによってどこまで軽自動車税の税収がふえるのか。

それから、軽自動車税の税収がふえるわけですが、その4分の3は基準財政収入額に計算されて、結局その分、地方交付税の金額が減らされるということになってしまうのではないかと。そうすると、市民も痛みを負うけれども、市財政にとって余り貢献しないということにもなるのではないかとと思いますが、その点について伺います。

○市民部長（関田守男君） 1点目の地方法人税の地方交付税、一部地方交付税化という御質疑でございます。

これにつきましては、国により議論されて、報道等もございました。このことにつきましては、市長会等を通じまして反対の意向を都、国に強く要望してまいりました。結果といたしまして、このたび改正があったわけでございます。そうしたことから、これは改正に伴いまして市税条例の改正を行ったものでございます。

以上でございます。

**○課税課長（矢吹勇一君）** まず法人市民税につきまして、制限税率と、あと標準税率に関してどういったものかという御質疑でございますが、双方ともそうなのですが、地方税法で定められているものでございまして、自治体において条例で定めるに当たって標準となる税率を標準税率、もう一つ、これ以上は自治体において条例で定めることができない税率を制限税率として定めております。

続いて、具体的に法で定めております法人市民税の法人税割の税率につきましては、現在の標準税率が12.3%、これが9.7%に変更となります。もう一つ、制限税率につきましては、現在は14.7%、これが12.1%に改正となっております。

続きまして、引き下げによります税収入への影響額でございますが、今年度の法人市民税と比較いたしまして、来年度、27年度の影響が約3,000万円の減額、続きまして28年度の減少が約6,000万円の減額というふうになると見込んでおります。

続きまして、軽自動車税でございますが、まず来年度、27年度のこの条例改正に伴います影響額につきましては、27年度が800万円の増加、続いて28年度が1,100万円の増加となります。これはいずれも今年度の歳入との比較でございます。最終的には、28年度以降、毎年300万円ずつおおむね増加しているというふうに見込んでおまして、今のところ最終的に37年度の時点で、現在に比べまして3,600万円の増額になるというふうに見込んでおります。

以上です。

**○企画財政部長（並木俊則君）** 普通交付税全体の部分もございますので、私のほうから御説明をさせていただきますが、今回の法人税割の税率の引き下げに伴います制度の変更につきましては、地方法人税ということで、この部分については現在言われている制度では、交付税の特別会計のほうに、この部分が編入されてくるというようなことになっております。今後、普通交付税の算定に当たりましては、この制度の変更に伴いますものを注視していきたいというふうに思っています。まだ具体的に普通交付税のほうにどのような反映がなるかということは、まだ連絡等はございません。

それと軽自動車税のほうでございますが、こちらの引き上げに伴います基準財政収入額ですね、普通交付税のほうの算定に伴いましては、いろいろな制度の変更等ございまして、普通交付税の算定につきましては毎年度の制度の変更ですね、こちらのほう私ども注視しながら、今後も実際の収入、あるいはそれに伴います普通交付税の算定に伴いましていろいろな連動がございまして、注意しながら算定に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○3番（尾崎利一君）** ありがとうございます。

それで、法人市民税のほうですけれども、今の御説明だと東大和では資本金1億円未満の法人については標準税率を適用し、1億円以上の法人については制限税率を適用してきて、それぞれが引き下げられたことによって、今回の改正になったという理解で、まあそういうふうに理解したわけですが、それでいいのかどうか、1点、伺います。

それから軽自動車税の引き上げですけれども、これは消費税が増税されて、ことしは復興法人税が廃止されるなどで1兆5,000億円、大企業減税がされるということで、国民の負担感、そして不公平感は非常に強いというふうに思います。その点での市長の見解を伺います。

それと、こういう市民に対する負担が、こういう形でかかってくるということについて、今回の条例改正では市独自に軽減策を設けるということにはなっていないようですが、その点について検討したのかどうか伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） まず1点目、法人市民税の税率につきましてでございますが、今議員さんおっしゃったとおり1億円未満の法人に関しましては、当市では標準税率を、1億円以上の法人に関しましては制限税率を適用しているということで、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○市民部長（関田守男君） このたびの税制改正につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、一部、市民への負担は増加するところがございます。これにつきましては、丁寧な説明を行いまして、市民の方に御理解をいただくということが、まず基本であるというふうに認識してございます。これからも、これらの改正等が起こる際には、そうした説明において御理解をいただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 法人市民税について1点お伺いします。

先ほどの御説明で大体理解したところなのですが、市内の1億円未満の法人の数と、それから1億円以上になる法人の数がわかりましたら教えてください。

○課税課長（矢吹勇一君） 法人の数でございますが、まず1億円未満の法人の件数が1,540件、続きまして1億円以上の法人につきましては150件ということになっております。これは法人市民税の納税義務者としての件数でございますので、実際にはこの数字とは若干ずれはある可能性はございます。法人市民税の納税義務者としての件数でございます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第27号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第10 第28号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 第28号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、東京都の「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に準じて定めております。今回、この東京都の条例が改正されたことに伴い、休業補償等を算定する上で必要な補償基礎額を東京都と同額にするため、条例の一部改正を御提案するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額を定めております別表を改正するものであります。

最初に、学校医及び学校歯科医の補償基礎額を改めるもので、経験年数ごとの補償基礎額をそれぞれ、5年以上10年未満は「8,600円」に、10年以上15年未満は「11,420円」に、15年以上20年未満は「12,960円」に、20年以上25年未満は「15,500円」に、25年以上は「16,529円」に改めるものであります。

次に、学校薬剤師の補償基礎額を改めるもので、同様に5年未満は「5,664円」に、5年以上10年未満は「6,564円」に、10年以上15年未満は「8,001円」に、15年以上20年未満は「9,650円」に、20年以上25年未満は「10,845円」に、25年以上は「12,016円」に改めるものであります。

最後に附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項から第4項までの規定は、改正条例の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第28号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 第30号議案 市道路線の認定について

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第30号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 市道路線の認定についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、桜が丘2丁目の宅地開発事業により築造されました道路が、市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第835号線で、起点が桜が丘2丁目211番14先、終点が桜が丘2丁目211番27先、幅員は5メートル、延長は112.12メートルであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第12 第31号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 第31号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、市道の隣接土地所有者から「市道の廃止及び廃道敷の払い下げ申請書」が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1189号線で、起点が狭山1丁目859番1先、終点が狭山1丁目858番1先、幅員は1.82メートルで、延長は7.06メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

### 日程第13 第32号議案 市道路線の廃止について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第32号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、都市計画道路の用地買収により、存置する必要がなくなった隣接路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1602号線で、起点が芋窪4丁目1531番先、終点が芋窪4丁目1530番8先、幅員は1.82メートルで、延長は10.19メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

**日程第14 第29号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第1号）**

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第29号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、玉川上水駅前に計画されております商業施設の一区画を活用し、行政情報の発信等を行う施設整備に係る予算の計上が必要となったこと。また本年2月の大雪により倒壊した農業用ハウスの再建等に対しまして、被災農業者の経営支援を行う予算の計上や、同じく大雪の影響により生じた学校校舎の雨漏り等の対応といたしまして、小中学校の環境整備事業費の予算の増額が必要となったこと。これらの理由によりまして、現行の予算について補正を行う必要が生じたことから、補正予算を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,751万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億4,351万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は874万5,000円の増額で、学校施設環境改善交付金の増額であります。

第14款の都支出金は4,496万1,000円の増額で、市町村総合交付金の増額等であります。

第17款の繰入金金は2,362万6,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は18万2,000円の増額で、地域づくりアドバイザー事業助成金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1,093万円の増額で、玉川上水駅関連施設整備等事業費の計上等であります。

第3款の民生費は140万5,000円の増額で、生活困窮者自立促進支援モデル事業費等の増額であります。

第4款の衛生費は281万4,000円の増額で、風疹対策に係る予防事業費の増額であります。

第6款の農林業費は1,114万2,000円の増額で、農業振興対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は131万2,000円の増額で、消費者保護対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は4,991万1,000円の増額で、小中学校の環境整備事業費等の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願

申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、3節中学校費補助金は874万5,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金は874万5,000円の増額であります。中学校5校におけます災害対策用マンホールトイレの整備に対するものであります。

7ページをお開きください。

14款都支出金は4,496万1,000円の増額であります。

2項都補助金は4,193万6,000円での増額であります。

1目総務費都補助金、1節市町村総合交付金は2,620万円の増額であります。小中学校の環境整備事業費の増額に伴うものであります。

2目民生費都補助金、1節社会福祉費補助金は89万6,000円の増額であります。地域福祉推進包括補助事業補助金は89万6,000円の増額であります。玉川上水駅バリアフリー化設備整備事業負担金の計上に伴うものであります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は59万4,000円の増額であります。医療保健政策包括補助事業補助金は59万4,000円の増額であります。予防事業費の増額に伴うものであります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は781万9,000円の増額であります。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は781万9,000円ですが、本年2月の大雪により倒壊しました農業用ハウスの再建等に係るものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は209万1,000円の増額であります。消費者行政活性化交付金は209万1,000円ですが、消費者保護対策におけます啓発経費等に係るものであります。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は293万1,000円の増額であります。学校と家庭の連携推進事業補助金は293万1,000円ですが、支援員等の経費に係るものであります。

9目1節緊急雇用創出事業臨時特例補助金は140万5,000円の増額であります。緊急雇用創出事業臨時特例補助金（住まい対策拡充等支援分）は140万5,000円の増額であります。生活困窮者の自立支援調整会議の経費等に係るものであります。

3項委託金は302万5,000円の増額であります。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は162万5,000円の増額であります。風しん抗体検査事業委託金は162万5,000円ですが、風しん抗体検査に係るものであります。

9ページをお開きください。

6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は140万円の増額であります。小学校外国語活動アドバイザー活用事業委託金は40万円、オリンピック教育推進校事業委託金は100万円で、それぞれの事業指定校に対するものであります。

11ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は2,362万6,000円の増額であります。補正予算

(第1号)の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

13ページをお開きください。

19款諸収入は18万2,000円の増額であります。

5項1目1節雑入は18万2,000円の増額であります。地域づくりアドバイザー事業助成金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は7,751万4,000円の増額で、補正後の予算額は284億4,351万4,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は1,093万円の増額であります。

7目企画費は997万7,000円の増額であります。

5の行政改革推進業務費は87万7,000円の増額であります。臨時職員賃金の計上であります。

6の玉川上水駅関連施設整備等事業費は910万円の新規計上であります。玉川上水駅前施設内装等工事費730万8,000円、玉川上水駅バリアフリー化設備整備事業負担金179万2,000円であります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は18万2,000円の増額であります。地域づくりアドバイザー事業講師謝礼であります。

13目市民センター費、2の奈良橋市民センター管理費は77万1,000円の増額であります。駐輪場屋根設置工事費等であります。

17ページをお開きください。

3款民生費、3項生活保護費は140万5,000円の増額であります。

1目生活保護総務費は84万4,000円の増額であります。

2の生活保護事務費は64万8,000円の増額であります。法改正に伴うシステム修正委託料であります。

4の生活困窮者自立促進支援モデル事業費は19万6,000円の増額であります。生活困窮者自立支援調整会議の委員報償であります。

2目扶助費、3の中国残留邦人等生活支援金給付事業費は56万1,000円の増額であります。法改正に伴うシステム修正委託料であります。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は281万4,000円の増額であります。

1の予防事業費は281万4,000円の増額であります。風しん抗体検査委託料及び予防接種委託料等であります。

21ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費は1,114万2,000円の増額であります。

1の農業振興対策事業費は1,114万2,000円の増額であります。本年2月の大雪により倒壊しました農業用ハウスの再建等に係る被災農業者向け経営体育成支援事業助成金であります。

23ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、4目消費経済対策費は131万2,000円の増額であります。

1の消費者保護対策事業費は131万2,000円の増額であります。啓発事業に係る消耗品費等であります。

25ページをお開きください。

10款教育費は4,991万1,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は579万7,000円の増額であります。

11の教育指導管理事務費は479万7,000円の増額であります。小学校外国語活動アドバイザー活用事業の指定校2校、学校と家庭の連携推進事業の指定校12校の支援員等謝礼であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は100万円の増額であります。オリンピック教育推進校としての指定校2校への補助金であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は3,032万6,000円の増額であります。第四小学校及び第九小学校の校舎外壁改修工事費につきましては、建設単価等の上昇に伴う増額、また本年2月の大雪の影響による対応といたしまして、第四小学校体育館屋根と第七小学校校舎屋上の防水改修工事を実施するものであります。

27ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は1,378万8,000円の増額であります。第三中学校水飲栓直結給水化改修工事費、第二中学校、第四中学校及び第五中学校の校舎外壁改修工事費につきましては、建設単価等の上昇に伴う増額、また本年2月の大雪の影響によります対応といたしまして、第一中学校屋外ダクト改修工事を実施するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は7,751万4,000円の増額で、補正後の予算額は284億4,351万4,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） それでは、今御説明いただきました補正予算の内容で、何点か事業内容等について御説明いただきたいと思っておりますので、お尋ねいたします。

16ページの玉川上水駅関連施設整備等事業費でありますけれども、東大和市の情報発信等への活用というお考えをお示しになられましたけれども、具体的な使い方、内容等について今検討している内容がありましたら御説明いただきたいと思っております。

それから、同じページの市民協働事業費でありますけれども、これにつきましても、この講師をお願いすることでどういう事業が検討されているのかお尋ねしたいと思っております。

続いて、24ページの消費者保護対策事業費でありますけれども、これにつきましても同様に、主に消耗品費の増額等でありましたけれども、この具体的な内容や事業の内容等についてお尋ねしたいと思っております。

最後に、26ページの教育指導管理事務費の中の学校と家庭の連携推進事業支援員等謝礼ということで計上されておりますが、この内容等についても、これまでの学校現場における取り組みとあわせて、どのようなこの補正予算を活用した事業展開が検討されているのか、お尋ねしたいと思っております。

以上です。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の16ページになります。玉川上水駅関連施設整備等事業費の玉川上水駅前施設の内装工事関係です。具体的な使い方ということでございますけれども、現在、民間の施設の一区画を借りる予定でいるわけですが、市として情報発信をするために活用したり、あるいは関係者へ貸し出しまして、にぎわいの創出とか地域の活性化に役立てたいと思っております。

ただ、具体的な今使い方につきましては、庁内に検討委員会を設置しまして、内容を検討してるというような状況でございます。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 補正予算書、同じく16ページ、市民協働事業費の地域づくりアドバイザー事業の内容についてでございますが、こちらは一般財団法人地域活性化センターが実施します地域づくりアドバイザー事業の助成金といたしまして、市町村が地域づくりに関して助言を行う専門家を招聘するために要する謝金等に対して助成を受けられるものでございます。

東大和市としましては、今年度、市民協働の指針を策定するに当たりまして、指針の内容や市民協働の考え方などに対してアドバイスをいただくことを考えております。こちら、アドバイザーに関しましては、市民協働によるまちづくりに対して造詣が深く、東大和市についても知識のある方をアドバイザーとして予定しております。

以上でございます。

○学校教育部参事（石井卓之君） 予算書、26ページ、学校と家庭の連携推進事業支援員等謝礼でございます。

これは、いじめ、不登校、暴力行為等、児童虐待など、生活指導上の問題にかかわる諸事業に対しまして、より効果的な支援策を役立てるものに謝礼として払われるものです。具体的には、例えば学校へ登校できないお子さんが朝いる場合には、この支援員が迎えに行き、その間、先生方は授業に専念ができるというような活用の仕方をしております。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 済みません。補正予算書の24ページ、消費者保護対策事業費の内容でございますが、こちらにつきましては区市町村が実施します消費者行政活性化事業に要する経費の全部または一部につきまして、東京都消費者行政活性化基金を利用して事業を行うものでございます。

内容といたしまして予定しておりますものは、まず消費生活相談日を週2回から週3回に拡充しておりますけれども、そちらの相談員の報酬として75万4,000円、それから今年度、高齢者の市民を対象といたしました悪質商法につきまして、出前要請の謝礼といたしまして1万8,000円を予定しております。それから、小中学生を対象といたしました啓発資料を配布することを予定しております、そちらに128万9,000円、小中学生向けの啓発資料を8,000部購入予定でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 21ページのところで、2月の大雪により倒壊した農業用ハウスの再建費用の助成ということですが、この事業の概要を伺います。

それで、この大雪の直後に報道などでも他の自治体で本人負担ゼロとか1割とかということで、こういう助成をやるという、まあ国が決めたことに伴って、そういう自治体の報道がありました。今回、まあその直後の対応ではなくて、おくれたというふうに認識しているわけですが、その点はやはり東京都が手を挙げなかったとかって、そういうことで東大和もおくれたのかどうか、その点について。それから、当時の報道でいろいろ使い勝手、この制度の使い勝手についてもいろいろ報道されて、使いやすいうようにしてほしいという要望が農業者の方から寄せられてるというような報道もありましたが、それらの点について市の対応を伺います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 予算書、22ページでございます。

今回の被災農業者向け経営体育成支援事業でございますが、こちらは平成26年2月8日及び14日の大雪で甚大な農業被害が発生いたしました。これに、この農業者に対しまして経営の安定の維持、発展のために緊急的に助成を行うという形ですね、今回、補正をさせていただきました。

事業内容でございますが、被災前の農業経営の復旧、農産物の生産に必要な倒壊施設等、ビニールハウス等でございます——の撤去と、被災前と同種、同規模、同能力の生産、ビニールハウス等の再建を目的としたものでございます。事業内容でございますが、倒壊したビニールハウス等につきましては、撤去費用を国が2分の1、都が4分の1ですね、あと市が4分の1、補助するものでございます。それから再建に際しましては、国が2分の1、都が10分の2、市が10分の2、農業者負担が10分の1ということでございます。

おくれた対応についてでございますが、東京都のほうからこの補助金の要綱等が来たんですけども、なかなか調査等が、2月から3月にかけて行いました。それで、JA、それから市の職員等で調査を行いまして、若干対応が、最善を尽くしたんですけど、若干おくれてしまったということでございます。

それから使い勝手でございますが、こちらはなるべく私たちが農業者と、それから農協、それから市役所のほうで調査等を行いまして、使い勝手がいいような形で都のほうに証明書等を出してございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算書、18ページの生活困窮者自立促進支援モデル事業の調整会議委員報償についてなんですけれども、この会議がどのような会議で、委員はどのような方がなるのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 予算書、18ページ、生活困窮者の支援調整会議につきまして御質疑いただきました。

この支援調整会議につきましては、生活困窮者の自立支援ということで、御本人に対して御相談に乗って、それでその方の抱えている課題等を評価、分析をいたしまして、個別の計画を立てるということでございます。その計画が、自立支援計画というものでございまして、その計画に基づくさまざまな支援が行われるように、関係機関が集まりまして支援調整会議を行うというものでございます。現在、示されているところの案の中では、例えばハローワーク、それから社会福祉協議会、民生児童委員、それから地域包括支援センター等、それから商工会などの関係機関等の方にも入っていただくということで想定をされています。また、それ以外には当然市の中のさまざまな各課、連携する各課がその中に入るということで、現在考えられているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） このモデル事業については委託をしていると思うんですけども、この調整会議については、主催というか、主に実施するのは市が主体になるということで、この予算が使われているんでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） モデル事業、今議員おっしゃったように委託事業者も参加いたします。ただ、これは支援調整会議において方針を決定するという意味もありますので、こちらについては行政も、私どもも参加して、ともに協議をしながら進めていくということでございます。

以上です。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 先ほど尾崎議員の御質問に対しまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

倒壊したビニールハウスの撤去費用の市の負担でございますが、先ほど2分の1と申し上げたと思うんですけど、4分の1でございますので、申しわけございません、御訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ページ、26ページ並びに28ページのところですが、小中学校の校舎の外壁工事等でなんですが、単価の上昇で増額ということで先ほど御説明あったんですが、具体的には人件費のところによるものなのか、それとも材料費の高騰か、主要な原因が何なのかということをお教えいただければということと、それからこの契約後に単価の上昇が起こって、これを補うということなのかどうかということも教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） ページ数、26ページ、28ページに関してであります。小中学校それぞれの環境整備事業費についてでございますが、こちらの単価のアップにつきましては、人件費、それと材料費、両方合わせて複合単価となっております、こちらの上昇に関するものでございます。

それと、次のもう一つの御質問ですが、ただいま設計しております、契約はこの後になりますので、設計段階での単価アップということでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第15 陳情の付託を行います。

5月28日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時58分 散会